

さいたま市告示第1601号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市福祉局生活福祉部国保年金課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年10月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達すべき書類を特定するために必要な情報

福生国第4757号

2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり

3 期間

令和8年10月16日から令和8年10月22日まで

4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課高齢者医療係

(2) 電話 048(829)1278

公示送達者名簿

番号	氏 名	備考
1	田畑 保	
2	坪井 和男	
3	武石 和海	
4	若菜 いく	
5	長友 道男	
6	駒田 洋子	
7	泉 孝則	
8	長島 和雄	
9	久米 賢治	
10	市川 勝	
11	足立 訓之	
12	上嶋 郁夫	
13	森田 範明	